

木造住宅耐震診断士派遣希望者の募集について

～～～ あなたもお家の耐震診断を受けてみませんか？ ～～～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、茨城県においても地震により甚大な被害があり、住宅建築物の耐震化は、自身の生命や財産を守るとともに被害の減少対策として非常に重要です。

町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的とし、「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。耐震診断費用は助成制度を活用し、自己負担2,000円です。（※派遣決定後に納入していただきます。）

また、今回の一般診断は震災による被害状況を診断するものではありません。診断結果はり災証明に関する調査および地震保険の損壊調査には使用できません。

1. 申込書の配布及び受付

- (1) 申込書の配布及び受付場所（※申込書は茨城町のホームページからもダウンロードできます。）
茨城町役場 1階 都市建設課（11番窓口）
- (2) 申込書の配布及び受付期間
平成26年8月1日（金）～平成27年1月30日（金）
【土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分】

2. 申込み者の資格

次の「対象となる住宅」の所有者で、**町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない方**

3. 対象となる住宅

- 次の要件の**すべて**に該当すること。
- (1) 木造建築物で在来軸組構法により建てられたもの。
（※プレハブ『工場生産住宅』、ツーバイフォー、丸太組工法等で建てられた住宅は対象外）
 - (2) 一戸建ての木造専用住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）で、階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
 - (3) **昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認申請を受けて建築されたものに限る。**
 - (4) 東日本大震災により被災した住宅で、り災証明が半壊以上であるものは不可。

4. 募集戸数 5戸（募集戸数を超えた場合は抽選）

5. 派遣決定方法等

申込み者の資格・対象となる住宅を調査のうえ、派遣決定通知又は派遣しない旨の通知を送付します。
なお、募集戸数を越えた場合は、抽選により決定しますのでご連絡いたします。（派遣決定通知の送付は、派遣する判断士決定の関係で遅れて通知します。）

6. 調査方法等

- (1) この事業の耐震診断は、（財）日本建築防災協会の定める一般診断であり、あくまでも耐震補強が必要かどうかを判定するものです。**（精密診断や耐震補強工事の設計ではありません）**
- (2) 建築士等の専門家（県に登録されている茨城県木造住宅耐震診断士）があらかじめ日時を調整のうえ、ご自宅の調査に伺います。その際、外回りのみならず、間取り図を作成するために室内にもお邪魔します。また、筋かいの接合部等の確認のため天井裏や床下等も拝見するため、あらかじめ荷物等の移動を行っていただきます。

7. その他 「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは、都市建設課の窓口で配布しています。

8. 問合せ先

茨城町役場 1階 都市建設課（11番窓口） 電話029-240-7115

◆ 悪徳セールス等にご注意下さい！

- (1) 町では、申込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。この派遣事業を名乗る悪徳セールスも予想されますので、十分に気をつけて下さい。
- (2) 耐震診断のため診断士が訪問する際は、「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯・提示することになっています。また、診断士より費用の請求や補強・改修工事の勧誘をすることはありません。

注意！振り込み詐欺の被害多発！

振り込み詐欺の被害が後を絶ちません！振り込み詐欺とは、「還付金等詐欺」や「おれおれ詐欺」「架空請求詐欺」など様々。茨城町でも被害が出ています。皆さんの大切な財産を守るためにも、被害に遭わないためにどうしたら良いか、もう一度ご家族で話し合いをしましょう！

☆おれおれ詐欺の共通の手口

- ① 息子などを名乗り、「風邪を引いて声がでない。」などの調子が悪い。「携帯電話の番号が変わったので新しい番号を登録しておいて。」などと事前に連絡がある。
- ② その後、「急に数百万円のお金が必要になった。」や「会社のお金を使い込んだ。ばれる前に用立ててほしい。」など家族に相談する時間を与えないよう、急がせる。
- ③ 息子などの他にも関係者を名乗る人物が登場し、いかにも事実であるように信じ込ませる、いわゆる劇場型（※複数の人物が登場する）が増えている。
- ④ 最近では、金銭を振り込ませるのではなく、直接会って受け渡しをする『手渡し型』が増えている。この場合、息子ではなく、会社の上司や関係者を名乗る人物が受け渡し場所に現れる。

狙われるのは平日の昼間、一人でいることが多い高齢者。被害に遭わないためには・・・

一、できるだけ留守番電話にしておく！

※犯人は、自分の声を残したりする「証拠を残す」ことを嫌います。

二、電話番号が変わったと言われても、必ず元の電話にかける！

三、家族間で『合言葉』を決めておく！
※家族にしか分からない合言葉を決めておく。定期的に変更する。

【問合せ先】 茨城町消費生活センター

☎（291）1690

介護慰労金支給申請を受け付けます

寝たきりまたは認知症の高齢者などを、在宅で介護している方のご苦労に報いるため、慰労金を支給します。次の事項に該当する場合は、社会福祉課へ申請してください。

◆基準日 平成26年7月31日

◆支給対象

平成25年度町民税非課税世帯に属し、次の①、②に該当する満65歳以上の高齢者を在宅で介護している方

①介護保険制度において、基準日までに要介護4または5と認定されている方

②介護保険制度の要介護の認定を受けていないが、介護4または5に相当する方

◆支給条件

平成25年8月1日から平成26年7月31日の間に介護保険サービスを利用しなかった方（ただし、一週間程度のショートステイの利用を除く）

◆支給額 十万円

◆申請期日

平成26年10月31日（金）まで

◆申請方法 社会福祉課（3番窓口）にある申請書に必要事項を記入の上申請してください。

◆持参するもの

介護保険証または要介護認定証、印鑑、申請者本人の口座番号がわかるもの

【問合せ先】

社会福祉課
☎（240）7112

不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。ぜひご参加ください。詳細はお問い合わせいただくか、当機構ホームページをご覧ください。

○日時 平成26年9月2日（火） 午後1時20分～午後2時
（午後0時50分受付開始、午後1時から入札についての説明）

○場所 水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1丁目3番1号）

売却区分番号	26-29	26-30	26-31	26-32	26-33
見積価格 （公売保証金）	310,000円 （40,000円）	80,000円 （10,000円）	60,000円 （10,000円）	80,000円 （10,000円）	140,000円 （20,000円）
公売財産の 種別と所在	土地 茨城町大字 中石崎字高越1152 番 畑 ほか2筆	土地 茨城町大字 中石崎字高越1157 番 畑	土地 茨城町大字 中石崎字高越1172 番 畑	土地 茨城町大字 中石崎字高越1204 番 畑	土地 茨城町大字 中石崎字伝十畑 1133番 畑
買受適格証明 の要・不要	不要	不要	不要	不要	不要
その他	1. 登記簿上の地目は農地ですが、現況は非農地です。 2. 農地法第3条許可による使用貸借権が設定されています。 3. 中止になる場合があります。				

【問合せ先】 茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>